

「院外処方せんの疑義照会簡素化プロトコル」の運用について

黒部市民病院

【目的】

形式的な疑義照会をなくすことで、保険薬局での患者待ち時間の短縮、処方医の負担軽減を図り、保険薬局薬剤師の服薬指導の充実を図る。

【疑義照会簡素化プロトコル】の原則

1. 疑義照会簡素化プロトコルの運用は、プロトコルの趣旨や内容を十分に理解したうえで、当院と保険薬局による合意書の締結を持って実施すること。
2. 合意書に基づく変更であっても、服用方法・安定性・価格などについて、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。
患者の同意がない場合の変更については、例えプロトコルに基づく場合であっても、疑義照会を行った上でなければ変更はしないこと。
3. 処方変更は各医薬品の保険適用の効能効果および用法用量を遵守した変更であること。その際には、安定性や溶解性、体内動態などを考慮し、薬学的に問題がないことを確認すると共に、アドヒアランスや利便性が向上する場合のみに限ること。
4. 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合には、処方薬の変更は不可。
5. 処方内に医師のコメント（例：「剤形変更不可」、「規格変更不可」等）がある場合はコメントに従うこと。
6. 医療用麻薬、抗がん剤は、疑義照会簡素化プロトコルの対象外であること。
7. 判断に悩む場合は、保険薬局で拡大解釈せず、必ず疑義照会すること。

【報告】

- 当院ホームページに掲載の報告書にて、変更調剤の内容を薬剤科に FAX で報告する。
- 「後発品への変更調剤」、「プロトコルに基づく規格変更調剤」、「一般名処方の場合の実際に調剤した薬剤の銘柄」は、初回のみ報告する。

【疑義照会の方法】

- 処方医師に直接、電話で問い合わせる（平日 9 時から 17 時）。休日は医師不在のため不可。翌日（平日）に問い合わせを行う。
- 返答内容を「疑義照会結果報告書③」に記載し、薬剤科に FAX する。

【その他】

- 服薬情報提供書（トレーシングレポート）は疑義照会ではありません。緊急性のある場合や返答を要する場合は、疑義照会してください。
また、どうしても服薬情報提供書にて返答を要する場合は、その旨を記載してください。

「疑義照会簡素化プロトコル」の内容に関する問い合わせ

黒部市民病院 薬剤科

☎病院代表 0765-54-2211（内線 2105）

受付時間 平日：8 時 30 分から 17 時